

1

イタリアにおける 捜査手法、刑事司法制度等の概要について (海外制度調査 報告)



イタリア

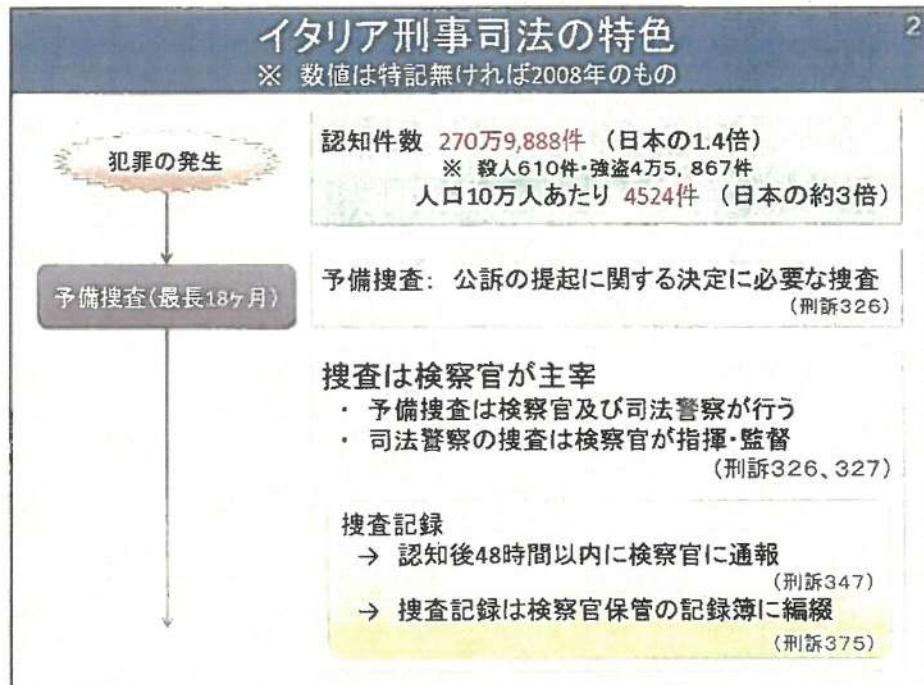
人口： 約5,990万人（2009年）

警察： 5種の国家的警察組織

国家的警察の警察官：（2008年）

約29万3,538人

（自治体警察は原則犯罪捜査を行わない）



イタリア刑事司法の特色

3

※ 数値は特記無ければ2008年のもの

予備捜査

強制捜査

捜索等

- 檢察官が捜索・押収命令を発出（刑訴247等）
- 通信傍受・会話傍受（刑訴266等）
 - 予備捜査担当裁判官の令状
 - 檢察庁施設内等で通信傍受
 - 実施対象電話 約11万6,300件（2007年）
(日本は22件(=対象電話)・2008年)

逮捕・勾留

- 逮捕は現行犯と緊急逮捕（検束）のみ（刑組380等）
 - 警察は逮捕後24時間以内に検察官に引渡し
 - 検察は逮捕後48時間以内に裁判官の追認請求
 - 逮捕人員 19万7,974人（日本は9万8,945人）
人口10万人あたり 約330人（日本は77人）
- 5種類の人的保全処分（刑訴281～286）
 - 出国制限・出頭義務・自宅監禁・保全拘置等
 - 檢察官の請求により、裁判官が命令

イタリア刑事司法の特色

4

※ 数値は特記無ければ2008年のもの

予備捜査

被疑者取調べ

- 司法警察による聴取（刑訴350）、尋問（刑訴370）
- 簡易事情聴取
 - ・身柄不拘束被疑者のみ可能
 - ・弁護人の立会いが必要
 - 現行犯逮捕時等の捜査有益情報の聴取
 - ・弁護人の立会い不要
 - ・得られた情報の記録化、公判での使用は不可
 - 自発的申告の聴取
 - ・弁護人の立会い不要
 - 檢察官からの身柄不拘束被疑者の尋問委託

検察官による尋問（刑訴370）

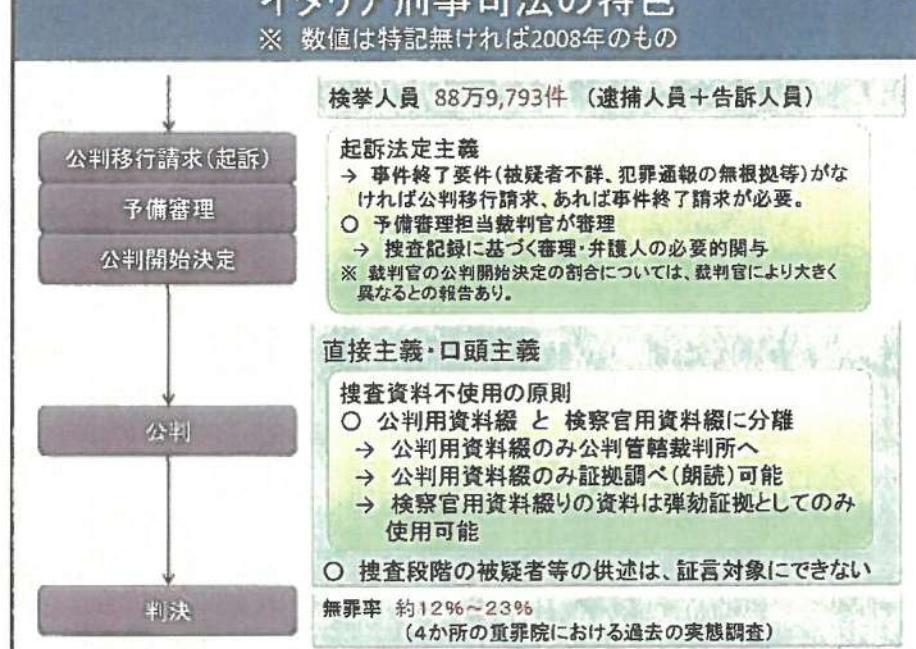
- ・弁護人は立会い権を有する（必要的ではない）
- ・身柄不拘束の場合のみ司法警察への委託が可能

身柄を拘束されている者の尋問は録音が必要

イタリア刑事司法の特色

※ 数値は特記無ければ2008年のもの

5



取調べの役割・比重

6

警察による取調べ

- 被疑者等取調べは、「簡易事情聴取」「現行犯等における聴取」「自発的申告の聴取」(以上刑訴350)、検察官からの委託(刑訴370)の場合
- 簡易事情聴取と検察官からの尋問の委託は身柄不拘束の場合のみ可
- 簡易事情聴取については弁護人立会いが必要的
- 現行犯等における聴取による情報は、記録・捜査手続での使用不可

検察官による取調べ

- 弁護人の立会権は保障(必要的ではない)・弁護人への通知は必要(刑訴364)

取調べの役割・比重

7

取調べに関する規定

- 存在する証拠の要旨等を告知し、弁解事項を説明するよう勧める（刑訴65）
- 被疑者の同意がある場合でも、自己決定の自由に影響を及ぼす方法や技術を使用してはならない（刑訴64）
- 黙秘権は保障。調書に黙秘権行使の旨記載される（刑訴64、65）
- 自発的か問答かを明確にした逐語の調書の作成が必要。ただし録音がある場合には要約調書も可能（刑訴134）
- 身柄拘束を受けている者の尋問は録音が必要（刑訴141の2）

取調べの実態

- 檢察官自身の取調べは100件中1件程度、司法警察員に取調べを委任するのは100件中7~8件との報告あり。

取調べの録音録画

8

録音録画導入の経緯

組織犯罪や汚職犯罪において協力者の供述について信用性が問題となることが多かったことから、とくに精神的圧迫を受けやすい状況下にある身柄拘束中の協力者（身柄拘束を受けている者が捜査に協力する場合）の供述過程を明らかにするために録音録画の導入が検討され、1995年の刑事訴訟法改正により（身柄拘束を受けている者全般に）録音が義務化

録音録画の規定

- 身柄拘束下にある者の尋問は常に録音または録画の方法により尋問全体を記録しなければならない。（刑訴141の2）
- 録画は必要に応じて行う（刑訴134）
- 規定に反して録音がなされていない供述は証拠として使用できない（刑訴141の2）
- 例外は、技術的に録音できない場合（機械の故障など）（刑訴140）

裁判官の事実認定

直接主義・口頭主義

検査資料不使用の原則

検査段階で作成された供述調書等の書面は原則として公判で事実認定の根拠とすることはできない
例外は再現不能の証拠、証拠保全によって得られた証拠や同意書証等

- 公判用資料綴のみが管轄裁判所に送付。朗読を通じてその内容が事実認定の基礎として用いられ得る（刑訴432、466、511）
- 檢察官資料綴は、当事者のみ閲覧・謄写が可能で、公判での朗読は基本的には禁止（刑訴433、514）

裁判官の事実認定

黙秘権について

- 被疑者等の取調べの前に、黙秘権の告知が必要（刑訴64）
- 黙秘を保全処分の理由としてはならない（刑訴274）
- 従前に行った供述の一部または全部について公判で黙秘した場合は、従前に行った供述により弾劾することは可能（刑訴500）

自白の証拠能力

- 被疑者等の自白に関する特段の規定はない
- 被取調者の同意がある場合でも、自己決定の自由に影響を及ぼし、記憶又は事実の認識の能力に変更を及ぼす恐れのある方法や技術を使用してはならない（刑訴64）
- 違法に収集された証拠は使用することができない。（刑訴191）

取調べ以外の捜査手法等

司法協力者(改悛者)制度

- 対象犯罪は、「テロリズム又は民主主義の破壊を目的とする犯罪」「薬物犯罪」「マフィア犯罪」
- 組織を離脱し、違法行為の結果の拡大を防止することに努めた者、共犯者の特定・逮捕のため決定的な証拠の収集について警察等に協力した者の刑を、無期懲役は12年～20年の間の懲役に、その他の懲役刑は3分の1から3分の2の間で刑を軽減。
(刑法630)

協力者保護制度

- 改悛者(司法協力者)及びその家族は、警察による警戒措置、身分の改変、居住地の変更、継続的な経済援助等の保護措置を受けることができる。

(2001年2月13日n45法)

取調べ以外の捜査手法等

「短縮裁判」「当事者の請求に基づく刑の適用」

- 当事者の合意に基づき、裁判官に請求。被告人の減刑等と引き換えに公判手続に依らない判決を可能にする。
- 「短縮裁判」では、有期懲役はその3分の1が減輕。無期懲役は30年の懲役に減刑。
(刑訴438～443)
- 「当事者の請求に基づく刑の適用」は、2年以下の拘禁刑及び2年超5年以下の拘禁刑にあたる罪で適用可能。3分の1まで減刑。
(刑訴444～448)
- 被告人の有罪自認は要件ではない。

※ 当事者の請求に基づく刑の適用は、「マフィア犯罪」「テロリズム関係犯罪」には適用されない。

取調べ以外の捜査手法等

司法傍受(通信傍受・会話傍受) (刑訴226等)

- 対象犯罪は、5年以上の懲役で処罰される犯罪、薬物犯罪、電話を手段とする名誉棄損や脅迫等
- 犯罪についての重大な兆候が認められ、捜査の続行のために傍受が絶対に必要であることが要件
- 個人の住居における会話傍受は、犯罪行為がその場で行われていると認めるに足りる合理的理由が要求される
- 裁判官の許可が必要
- 傍受の期間は15日間・延長可能
- 組織犯罪については、要件が緩和され、期間も40日間(延長可)。

傍受の対象数 12万8,805対象 (2007年)

電話 11万6,303対象

会話 1万0,703対象

その他 (コンピュータ等) 1,799対象

取調べ以外の捜査手法等

予防のための傍受(通信傍受・会話傍受) (刑事訴訟法細則266)

- 「マフィア型結社罪」「身代金目的の誘拐罪」「麻薬取引の謀議の罪」「テロ犯罪」等の予防のために情報収集する必要があることが要件。
- 監視対象者の所在する地域の検察庁の長の許可が必要。
- 傍受の期間は40日間で、延長可能。
- 得られた結果は刑事手続で使用不可。捜査目的での使用は可能であるが、手続での言及、証言の対象とすること、公開はできない。

実施件数 230件 (2009年)

取調べ以外の捜査手法等

秘匿捜査官

- 対象犯罪は、「薬物犯罪」「テロを目的とする犯罪」
- 薬物犯罪の捜査（麻薬統一法典97）
 - 薬物犯罪の証拠収集のみを目的とすることが必要
 - 麻薬対策局の指示、または合意を得る必要
 - 麻薬・向精神薬の購入、受理、隠匿等は処罰されない
 - 仮装の身分証等の使用が可能（証人保護センターが発行）
- テロを目的とする犯罪の捜査（国際テロ法4）
 - 金銭・武器・薬物等、犯罪遂行のための物の購入、收受、隠匿等は処罰されない
 - 仮装の身分証等の使用が可能（証人保護センターが発行）
- 担当の検察官に必要な連絡を行う
- 薬物犯罪に関する秘匿捜査官の氏名等を不当に公表したものには罰則がある。

取調べ以外の捜査手法等

その他

- DNA型データベース

整備されていない。立法を現在検討中。
DNA型鑑定自体は捜査に活用。
被疑者等からのサンプルの採取には裁判官の令状が必要
- CCTVカメラ

捜査に活用。
公共空間へのカメラの設置に関する特段の規定はない。
他の者が設置したカメラの映像は任意提出を受け活用。